

## 承継承認申請(事業譲渡)に必要な書類・図書

※ 事業譲渡の効力発生日前までに承認を受けることが必要

### ○承継承認申請(事業譲渡)に必要な書類

#### 1 旅館業承継承認申請書

[第2号様式(第6条、第7条及び第8条関係)第1 事業譲渡用]

#### 2 旅館業の譲渡を証する書類

※譲渡が完了したことを証する書類ではなく、今後譲渡する旨を証する書類です。

※写しの場合、日付、証明の文言【**現行の契約書に相違ありません等**】、記名が必要

基本的には、譲渡契約書、譲渡人と譲受人による覚書等の写し等です。この書類は、**譲渡人の氏名・住所、譲受人の氏名・住所、営業施設の名称・所在地、当事者による譲渡の意思、譲渡の予定年月日**が、最低限確認できるものであれば、様式は問いません。

#### 3 付近見取図 ※営業施設の周囲200メートルの範囲の住宅地図等

(営業施設(敷地境界)から110mの区域を明記、照会対象施設と営業施設との距離を明示。施設外玄関帳場を設置している施設の場合は、施設外玄関帳場の周囲200mの範囲の住宅地図等も必要。)

#### 4 譲受人に関する書類

##### ① 暴力団対策照会必要書類 [第1号様式(第1面)]

- ②
- |           |  |
|-----------|--|
| 譲受人が法人の場合 | 定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書(原本)                                    |
|           | ※定款(寄附行為)の写しは、日付、証明の文言【 <b>現行の定款(寄附行為)に相違ありません</b> 】、記名が必要 |
| 譲受人が個人の場合 | 住民票の写し(原本)   |

#### 5 事業譲渡により許可を承継する旨を近隣住民等に説明した状況を示す書類

### ○学校等意見照会が必要な場合

必要部数：原則  $2n + 1$  部  
( $n$ ：照会対象施設数)

#### 1 処理票

#### 2 付近見取図 ※営業施設の周囲200メートルの範囲の住宅地図等

(営業施設(敷地境界)から110mの区域を明記、照会対象施設と営業施設との距離を明示。

施設外玄関帳場を設置している施設の場合は、施設外玄関帳場の周囲200mの範囲の住宅地図等も必要。)